

申 入 書

2026（令和8）年2月26日

〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目5番23号
株式会社C-mind 御中

〒321-0968
栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号
適格消費者団体
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益 弘
TEL/FAX 028-678-8000
Eメール cont@tochigilink.org

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴社が使用されている

【PCレンタル約款】

本レンタル約款は、お客様（以下「甲」）と株式会社C-mind（以下「乙」）との賃貸借契約（以下「レンタル契約」）について、本約款に同意したものとみなし、以下の規定を適用します。

には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当ないし不適切と思われる条

項がありました（以下「本件規約」という。）。

つきましては、下記のとおり申し入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2026（令和8）年3月20日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

記

第1 第8条（レンタル期間の短縮）

第8条（レンタル期間の短縮）

甲は、レンタル期間中であっても、乙の合意を得たうえで物件を返還して契約を解除することができる。

（第2項は、省略）

1 申入れの趣旨

本件規約8条1項のうち、「乙の合意を得たうえで」を削除することを求めます。

2 申入れの理由

(1) 根拠

本件PCレンタル契約は、期間の定めのある賃貸借ですが（民法618条）、契約期間内の解除を認めている（本件規約7条2項、フラットPCサービス詳細（以下「本件詳細規約」という。））ため、民法617条が適用されます。

民法617条では、「各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる」とし、動産の賃貸借は、解約の申入れの日から1日を経過することによって終了すると規定しています。すなわち、賃貸借を解除するにあたり、他方当事者の合意は、必要とされていません。また、消費者が契約上認められ

るべき解約ができずに、意思に反して契約を存続させられるおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

(2) 結論

よって、本件規約8条1項は、民法617条に比して、消費者の権利を制限する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一時的に害するものであるとして、消費者契約法10条に基づき、無効となり得ます。

第3 第7条（レンタル期間の延長）

【本件規約】

第7条（レンタル期間の延長）

（第1項、省略）

2. 本件機械の契約期間内に解約をする場合は、乙及び甲は解約月の前月末日までに相手方に対して、契約終了の意思表示をしなければならない。

【本件詳細規定】

解約はご連絡をいただいた翌月末の解約となります。※前月末日までのご連絡で翌月解約適用（休日の場合は前営業日）。

1 申入れの趣旨

- (1) 本件規約7条2項のうち、「解約月の前月末日までに」を削除することを求めます。
- (2) 本件詳細規定の前記部分の削除を求めます。

2 申入れの理由

(1) 根拠

前記のとおり、民法617条において、動産の賃貸借の解除について

ては、解約申入れ日の翌日には賃貸借契約が終了することを定めています。そのため、解約申入れをした翌月末日に効力が生じることを定めることは、民法617条と比べて、解除権を制限するものです。また、消費者が契約上認められるべき解約ができずに、意思に反して契約を存続させられるおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

(2) 結論

よって、本件規約7条2項及び前記本件詳細規定は、民法617条に比して、消費者の権利を制限する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一端的に害するものとして、消費者契約法10条に基づき無効となり得ます。

第3 第14条 (キャンセル料)

第14条 (キャンセル料)

甲は、注文の確定後（契約確認書及びレンタル約款の締結後）にキャンセル又はレンタル物件の台数を減少する場合、次の区分にしたがいキャンセル料を支払うものとする。ただし、レンタル物件の発送前である場合は送料を除くものとする。

- (1) 取消日が契約開始日よりも前…レンタル料金総額の50%
- (2) 取消日が契約開始日よりも後…レンタル料金総額の100%

2. レンタル物件の発送先が北海道や沖縄、離島その他当社の指定する一部地域となるときは上記規定を適用せず、注文の確定後におけるキャンセル又はレンタル物件の台数減少は当該物件におけるレンタル料金総額の100%を支払うものとする。

1 申入れの趣旨

本件規約14条1項、2項を削除することを求めます。

2 申入れの理由

(1) フラットPC契約確認書とキャンセル料の関係

当法人に情報提供されたPCレンタル契約におけるフラットPC契約確認書（以下「本件契約書」という。）には、次のとおり記載されています。

契約種別	レンタル
契約期間	24ヶ月
違約金/台	月額×残月数

本件契約書によると、レンタル料金総額とは、24ヶ月分のレンタル料金を指しています。本件詳細規約には、「納品希望日を契約開始日といたします」と記載されています。

(2) 本件契約書に記載された料金

費目	料金	備考
初期費用	2500円（消費税別）	初回のみ
月額レンタル料/台	3380円（消費税別）	
月額オプション合計	2200円	Office365

(3) 申入れの理由 ① 本件規定14条1項1号（取消日が契約開始日よりも前…レンタル料金総額の50%）、14条2項（物件の発送先が北海道や沖縄、離島その他当社の指定する一部地域となる時）

ア 消費者は、契約開始日よりも前に解約したときには、PCを一切使用しておらず、他方、貴社においても、別の消費者に対し、PCを貸し出すことができます。したがって、PCを消費者に発送している場合、発送していない場合のいずれにおいても、初期費用の2500円（消費税別）を超えて、損害が発生しているとは考えられません。

イ レンタル物件の発送先が北海道や沖縄、離島その他であったとしても、同様に、初期費用の2500円（消費税別）を超えて、損害が発生しているとは考えられません。

(4) 申入れの理由 ② 本件規定14条1項2号(取消日が契約開始日よりも後…レンタル料金総額の100%)

貴社は、物件PCの返還を受けたならば、別の消費者に対し、PCを貸し出すことができるため、初期費用及びレンタル料金以外に、損害が発生するとは考えられません。

(5) 結論

よって、本件規定14条1項、2項は、消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える条項であるとして、消費者契約法9条1項1号に基づき無効となり得ます。

以上